

## 公益社団法人 杉並青色申告会 役員の報酬等及び費用に関する規程

公益社団法人 杉並青色申告会  
制定 平成 22 年 3 月 19 日  
一部改定 平成 27 年 6 月 12 日

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 杉並青色申告会（以下「この法人」という。）定款第 29 条の規定に基づき、役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、関連法の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、この法人の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法」という。)第 5 条第 13 号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、6 月と 12 月に役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の在任期間に応じ退職手当を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は、別表第 1 の「常勤役員俸給表」のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、会長(会長が欠けたとき等は代表理事副会長)が理事会の承認を得て決めるものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、別表第 2 の「非常勤役員の報酬」に定める金額とする。
- 3 常勤役員に対する役員賞与は、別表第 3 の「常勤役員賞与」に定める金額とする。
- 4 常勤役員に対する退職手当の額は、別表第 4 の「常勤役員の退職手当算出要領」に定める算式により算出される金額とする。

### (報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 非常勤役員に対する報酬は、次に各号に定める会議出席等、必要の都度支払うものとする。

(1) 定款第 31 条に定める理事会及び第 39 条に定める常任理事会の他、役員資格において出席する監査会、会計会議等。

(2) 上部団体、関係官公署及び友誼団体等が主催する会議等で、会長(会長が欠けたとき等は代表理事副会長)の要請により役員資格で出席する会議等。

(3) 前 2 項以外の会議で、会長(会長が欠けたとき等は代表理事副会長)の要請により役員資格で出席する会議等で、会長(会長が欠けたとき等は代表理事副会長)が支給することを適当と認めた会議等。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

(手当等)

第 7 条 常勤役員には、国家公務員の一般職給与法に定める地域調整手当及び通勤の実態に応じた通勤費のみを支給し、その他の手当は支給しない。

(費用)

第 8 条 この法人は、役員がその職務の執行にあたって負担した、又は負担する費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 会長(会長が欠けたとき等は代表理事副会長)は、非常勤役員に第 4 条第 2 項に定める報酬を支給するときは、非常勤役員の理事会出席等に係る交通費等の費用の額は、理事会の同意を得て支給しないことができるものとする。

(公表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって公益法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長(会長が欠けたとき等は代表理事副会長)が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、この法人が公益認定を受け移行の登記をした日(平成 23 年 1 月 4 日)から施行する。

2 この規程の一部変更(第 4 条第 1 項、第 5 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 8 条第 2 項、第 11 条)は、社員総会で承認を得た日(平成 27 年 6 月 12 日)から施行する。

**【別表1】常勤役員俸給表**

役 職	報 酬 月 額	役 職	報 酬 月 額
理 事	20万円～70万円の範囲内	監 事	20万円

(注) 常勤の理事の報酬月額、上記金額の範囲内で会長(会長が欠けたとき等は代表理事副会長)が理事会の承認を得て決める。(第4条第1項)

**【別表2】非常勤役員の報酬**

項 目		報 酬 額
理 事		必要の都度、謝金として1人一律 5,000円
監 事	専門的能力を有し就任する者	必要の都度、謝金として1人一律 25,000円
	上記以外の者	必要の都度、謝金として1人一律 5,000円

**【別表3】常勤役員賞与**

支 給 月	支 給 基 準
6月	支給月の前月の報酬月額 × 期末手当の割合
12月	支給月の前月の報酬月額 × 期末手当の割合

(注) 期末手当には、勤勉手当は含まない。

**【別表4】常勤役員の退職手当算出要領**

支 給 基 準	退任時の報酬月額 × 在職年数
---------	-----------------

(注) 報酬月額には、第7条に規定する地域調整手当は含まない。